

第18回
会津美里町農業委員会定例総会

令和4年5月20日 金曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 206会議室

会津美里町農業委員会

第18回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和4年5月20日 金曜日 14時00分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 206会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	3番 村松 祐一	1番 渡部 稔 2番 眞鍋 伸太郎
	5番 野中 充	4番 諏訪 栄一
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 眞実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 本名 京子	
	推進委員 山内 祐太郎	推進委員 佐藤 和人 推進委員 元木 博人 推進委員 眞部 剛 推進委員 齋藤 仁 推進委員 山田 幸市 推進委員 佐藤 健一 推進委員 山内 栄一 推進委員 佐々木 宏光
	農業委員 9名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	
4. 議事録署名人	6番 松本 晋平	8番 福田 眞実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	小林 隆浩
事務局次長	後藤 淳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、1番 渡部 稔 委員、2番 眞鍋 伸太郎委員、4番 諏訪 栄一委員 から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第18回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
6番 松本 晋平 委員、8番 福田 真実 委員の両名を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第5条関係】

議 長 議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号4番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、字高田6番 畑で1,256㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で1㎡あたり4,271円です。権利移転の理由ですが、RVパークです。RVパークとは、キャンピングカーやトレーラー等で旅行をする時に、駐車場での車中泊ができる施設です。なお、一般社団法人日本RV協会に入会し、RVパークとしての認定を受けるとのことです。工事着工及び完成は、許可日より令和4年11月30日の予定であります。建築物の名称及び面積は、駐車スペース515㎡、トイレ・シャワールームほか79㎡、通路1,044.8㎡で、併用地452.8㎡を含みます。権利は、所有権移転で第一種住居地域であります。

受付番号5番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、字高田前川原3468番1 畑で622㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で1㎡あたり5,620円です。権利移転の理由ですが一般住宅の建築です。工事着工及び完成は、許可日より令和5年3月31日の予定であります。建築物の名称及び面積は、住宅104.34㎡、駐車スペース69.8㎡、通路・雪捨て場448.54㎡です。権利は所有権移転であります。

受付番号6番、譲渡人は、
、譲受人は、
。申請農地は、鶴野辺字木戸東乙439番2 畑で319㎡であります。移転時期及び価格は、許可日以降で、息子夫婦への譲渡であるため無償ということです。権利移転の理由ですが、一般住宅の建築です。工事着工及び完成は、許可日より令和4年12月30日の予定であります。建築物の名称及び面積は、住宅57.57㎡、駐車スペース等51.56㎡、通路・雪捨て場等229.07㎡です。権利は使用貸借権設定であります。

なお、3件ともに現地調査を実施しております。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号4番と5番については本名京子委員より、6番については山内祐太郎委員より報告願います。

本名委員

受付番号4番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和4年5月10日午前10時45分から調査を行いました。出席者は、譲受人の、申請代理人の、町農業委員会より、渡部委員と私、事務局次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、RVパーク用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は、アスファルト舗装をして造成するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は、町公共下水道に排水し、雨水は東側水路に排水するため影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、東側を併用する宅地、西側を町道と接しているため、農地の分断や蚕食は発生しません。また、申請地は北と南の一部分で農地と接していますが、必要な土砂流出防止策を講じるため、影響はありません。以上、ご報告いたします。

受付番号5番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和4年5月10日午前10時15分から調査を行いました。出席者は、譲渡人の、譲受人の、関係業者として、町農業委員会より、渡部委員と私、事務局次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、一般住宅の建築です。付近への被害防止策ですが、申請地には既に、北と南と西側に擁壁が施工されており、また、東側の水路についても水路の畦畔の方が高くなっているため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は、町公共下水道に排水し、雨水は道路側溝に排水するため影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北と南側を第三者の宅地、西側を道路、東側を水路と接しているため、農地の分断や蚕食は発生しません。申請地周辺は宅地化しており、周囲に農地はないため、影響はありません。以上、ご報告いたします。

山内(祐)委員

受付番号6番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。令和4年5月10日午前9時30分から調査を行いました。出席者は、設定人の、申請代理人の、町農業委員会より、柴崎委員と私、事務局次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は、一般住宅の建築です。付近への被害防止策ですが、申請地は、周囲の土地と高低差がなく土地を敷き均して利用するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は北側から町公共下水道に接続して排水し、雨水は自然地下浸透させるため、影響はありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、北と西側を設定人の宅地、南側を水路と接しているため、農地の分断や蚕食は発生しません。また、東側に農地がありますが、建物を十分に離して建築するため、日照等への影響も生じず、支障はありません。以上ご報告いたします。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
議案第 64 号について質疑を求めます。

村松委員 受付番号 4 番の件について、地図を見ると、周りが住宅街のようですが、周りへの騒音の心配はないのでしょうか。また、
ですが、こういった施設を会社としてなど経験があるのかどうかお聞きしたい。

事務局次長 につきましては、今回 RV パークについては初めて
だそうです。ただ、
という住宅設備機器の販売及び施設工事の業者とであります。周りの騒音関係ですが、北と南側の隣接する方からは同意書を頂いており、その他についても、正確にはおっしゃっていませんでしたが、何名からか同意書を頂いているとのこと。また、近隣のお宅については 45 件ほどあり、その方々を対象に説明会を開き、十数名が出席したと伺っています。
騒音等そのあたりのことですが、先ほどもお話ししたように、RV パークということで、RV 協会に加盟することになれば、利用の際の注意・禁止事項があります。直火は禁止、駐車中はエンジンを切る、発電、近隣の迷惑になる行為は禁止というようなことが RV 協会の注意・禁止事項となっていますのでこれに準じて経営していくこととなります。それらを注意喚起する看板も設置することになっております。以上です。

議 長 その他に質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 64 号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、議案第 65 号 農地利用集積計画の決定について を審議いたします。利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、受付番号 32 番から 59 番までを議題といたしますので、これより質疑を求めます。

村松委員 32 番についてですが、 という経営状況がない方に利用権設定をするわけですが何か理由があるのですか。

事務局次長 32 番の件、大変申し訳ございませんが、設定する者が 、設定を受ける者が で記載誤りでございます。 が地域おこし協力隊ということで、そのために農地付空き家の貸付となりますので賃借料については無償という事になっております。

議 長 その他に質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 32 番から 59 番までは原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号 60 番から 69 番を議題といたします。本件については、
委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、委員は退席願います。

— 委員 一時退席 —

それでは、これより質疑を求めます

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 60 番から 69 番までは原案のとおり決定いたします。

— 委員 着席 —

議 長 委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。これをもって、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 63 号から第 65 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 63 号は 2 件の届け出がありました。詳細については、相続案件なので省略いたします。

【合意解約について】

事務局次長 合意解約については、18件提出されております。受付番号5番から19番までについては、契約方法の変更であります。
受付番号20番は、先ほどの利用権設定の38番で、21番、22番については、における耕作者の見直しによる借受人再配分のためであります。
以上です。

【農用地利用配分計画案への意見について】

事務局次長 報告第65号 受付番号1番から6番は、合意解約21番、22番の の配分計画案のためであります。以上であります。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第18回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:00 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(6番 松本 晋平)

議事録署名人 _____
(8番 福田 真実)